

北海道における海岸保全基本計画の見直しについて

海岸保全基本計画の見直しにかかる説明会

第1回：令和7年 8月 7日（木） 9：30～

第2回：令和7年 8月 20日（水） 13：30～

北海道建設部土木局河川砂防課
北海道総合政策部航空港湾局航空課
北海道農政部農村振興局農村整備課
北海道水産林務部水産局漁港漁場課

目次

1. 計画変更に至った経緯について
2. 『海岸保全基本計画』について
3. 気候変動を踏まえた国の動向および北海道の対応について
4. 気候変動を踏まえた設計外力の概要
5. 海岸保全基本計画変更（案）の概要
6. 変更に向けたスケジュール
7. その他

1. 計画変更に至った経緯について

元々、日本列島は災害が起きやすい下記の条件がある。

○自然的条件

- ・長い海岸線、四方を海に囲まれている島国
- ・台風の通り道
- ・近海にプレートの境界、海溝性地震
- ・冬季風浪

○社会的条件

- ・沿岸部に人口・資産が集中
- ・沿岸部等の様々な利用により海岸地形が変化

○近年の気象変化

1. 猛暑・酷暑の頻発（平均気温の上昇。猛暑日の増加）
2. 豪雨・線状降水帯の発生増
3. 台風の巨大化・進路の変化. . . など

このような状況変化もあり、近年では、

- ・**気候変動の影響による平均海面水位の上昇は、すでに顕在化しつつある。**
- ・今後、さらなる**平均海面水位の上昇や台風の強大化等による沿岸地域への影響**の懸念される。
- ・**従前の整備手法**では今後の増大化には**対応できない状況**にある。

従前の波高や水位の数値は観測データ等を用いていたが、
将来予測を用い、今後増加する外力に対応した整備に切り替える
(海岸保全基本計画の変更)

2. 『海岸保全基本計画』について

海岸保全基本計画とは

(海岸法)

◆ 海岸法第2条の2（海岸保全基本方針）

平成11年の海岸法改正により、主務大臣である農林水産大臣及び国土交通大臣は、「海岸保全区域等に係る海岸の保全に関する基本的な方針（以下「海岸保全基本方針」という。）」を定めることが義務づけられています。

◆ 海岸法第2条の3（海岸保全基本計画）

都道府県知事は、海岸保全基本方針に基づき、「海岸保全区域等に係る海岸の保全に関する基本計画（以下「海岸保全基本計画」という。）」を定めることが義務づけられています。

2. 『海岸保全基本計画』について

海岸保全基本計画とは

(海岸保全基本方針)

○ 海岸保全基本計画の作成に関する基本的な事項

都道府県においては、本海岸保全基本方針に基づき、沿岸ごとに整合のとれた**海岸保全基本計画**を作成し、総合的な海岸の保全を実施するものとする。

○ 定めるべき基本的な事項

1. 海岸の保全に関する基本的な事項

2. 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

(1) 海岸保全施設の新設又は改良に関する事項

今回見直し

(2) 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項

○ 留意すべき重要事項

計画の見直し：地域の状況変化、**気候変動の影響**に関する見込みの変化等に応じ、計画の基本的事項及び海岸保全施設の整備内容等を点検し、**適宜見直し**を行う。

3. 気候変動を踏まえた国の動向 および北海道の対応について

気候変動を踏まえた国の動向

(令和2年7月)

有識者による「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方」の提言を公表

- パリ協定の目標と整合するRCP2.6（2°C上昇に相当）を前提に、影響予測を海岸保全の方針や計画に反映し、整備等を推進。
- 平均海面水位が2100年に1m程度上昇する悲観的予測も考慮し、これに適応できる海岸保全技術の開発を推進、社会全体で取り組む体制を構築。

(令和2年11月)

海岸法に基づく「海岸保全基本方針」に気候変動の影響を踏まえることを追記

国の基本方針が変更となったため、道は海岸保全基本計画の変更が必要となった

北海道における対応状況

- 令和4～5年度 気候変動の影響による外力の長期変化量を適切に考慮し、有識者による検討懇談会を開催
- 令和6年度 北海道における気候変動の影響を踏まえた設計外力の設定

4. 気候変動を踏まえた設計外力の概要

外力の検討経緯

- 令和3年8月の通知を受けて、北海道では令和4～5年度の2か年に渡って、気候変動の影響を踏まえた海岸保全施設の計画外力の検討を行いました。
- 通知文に従い、2°C上昇シナリオ（2°C平均）における将来予測の平均的な値を算定し、『天文潮位(海面上昇)』、『波浪(設計沖波)』、『潮位偏差』、『設計津波』の将来外力を設定しました。

気候変動の影響を踏まえた設計外力の設定に係る検討懇談会（第4回）参加者名簿

1. 参加者名簿【構成員】

	所 属	職	氏 名
1	国立研究開発法人 土木研究所 基地土木研究所 寒冷地沿岸域チーム	主任研究員	大塚 淳一
2	国土交通省 国土技術政策総合 研究所 河川研究部海岸研究室	室長	加藤 史訓
3	北海道大学大学院 工学研究院	准教授	猿渡 亜由未
4	東京大学大学院 工学系研究科	教授	田島 芳満
5	京都大学 防災研究所	教授	森 信人
6	北海道大学大学院 工学研究院	教授	渡部 靖憲

※敬称略、五十音順(氏名)

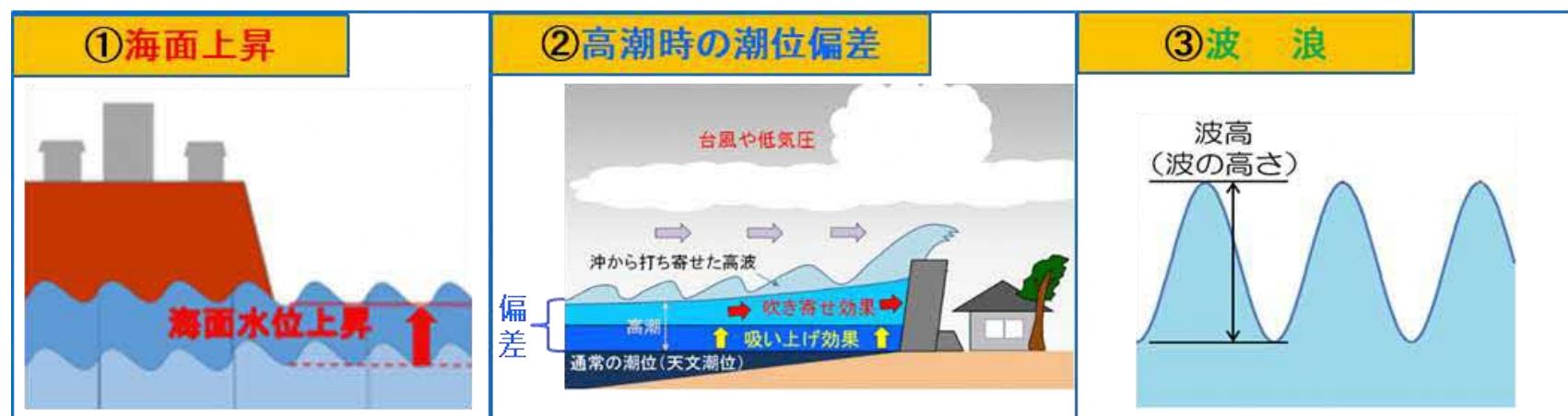
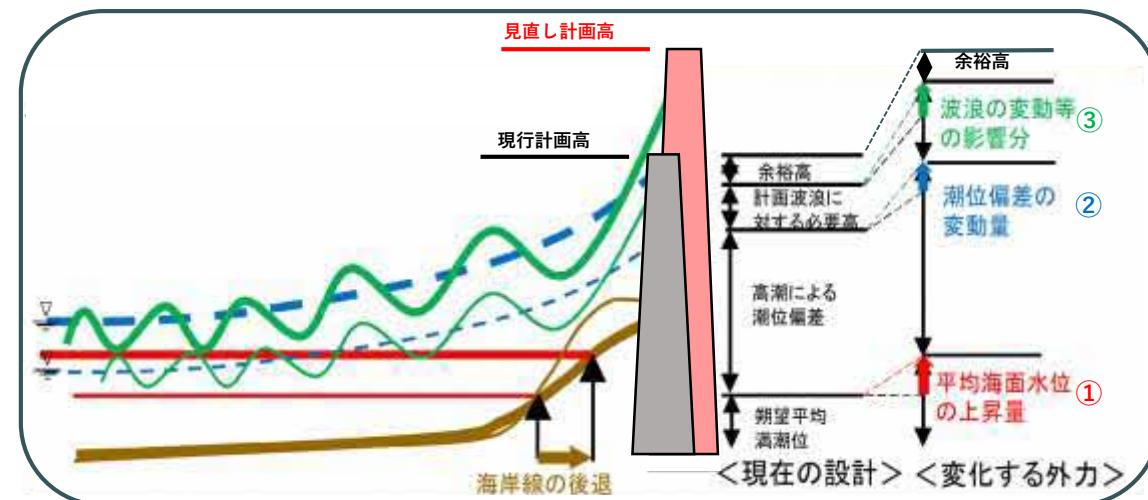


4. 気候変動を踏まえた設計外力の概要

海岸保全の目標は、2°C上昇相当 (SSP1-2.6)における将来予測値を基本とする。

海岸保全基本計画の変更においても同様の**設計外力**に基づき防護水準を定める。

■気候変動による設計外力の変化

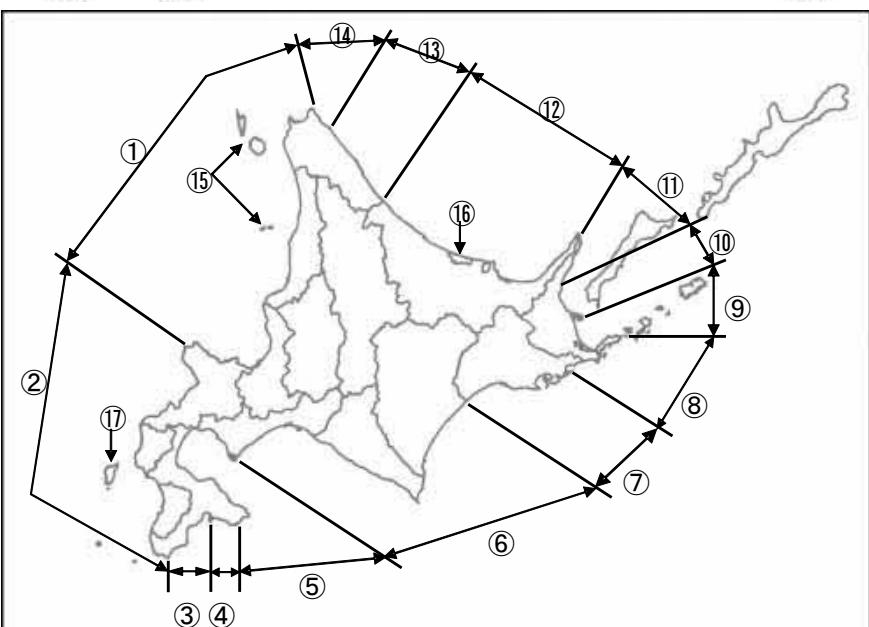
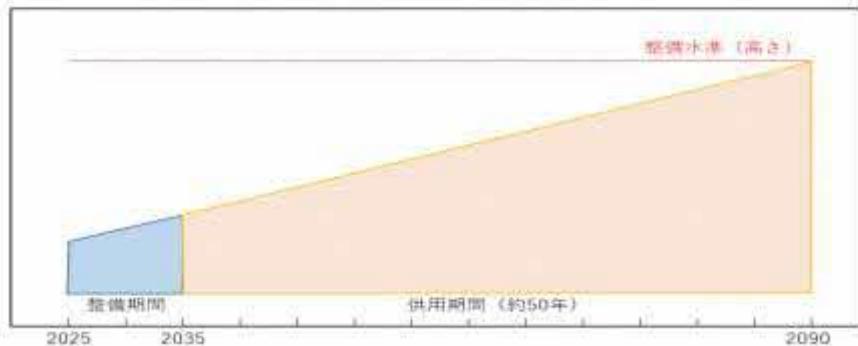


4. 気候変動を踏まえた設計外力の概要

①海面上昇

天文潮位(海面上昇)

- 気候変動予測や温暖化シナリオの上振れリスクを考慮して、2 °C上昇シナリオの平均値を採用する。
- 設計供用期間が50年間の構造物については2090年時点の**海面上昇量として+40cm**とする。
- 現行の設計潮位が10cm単位であることを勘案し、設計条件としては四捨五入により10cm単位とした。



海面上昇量

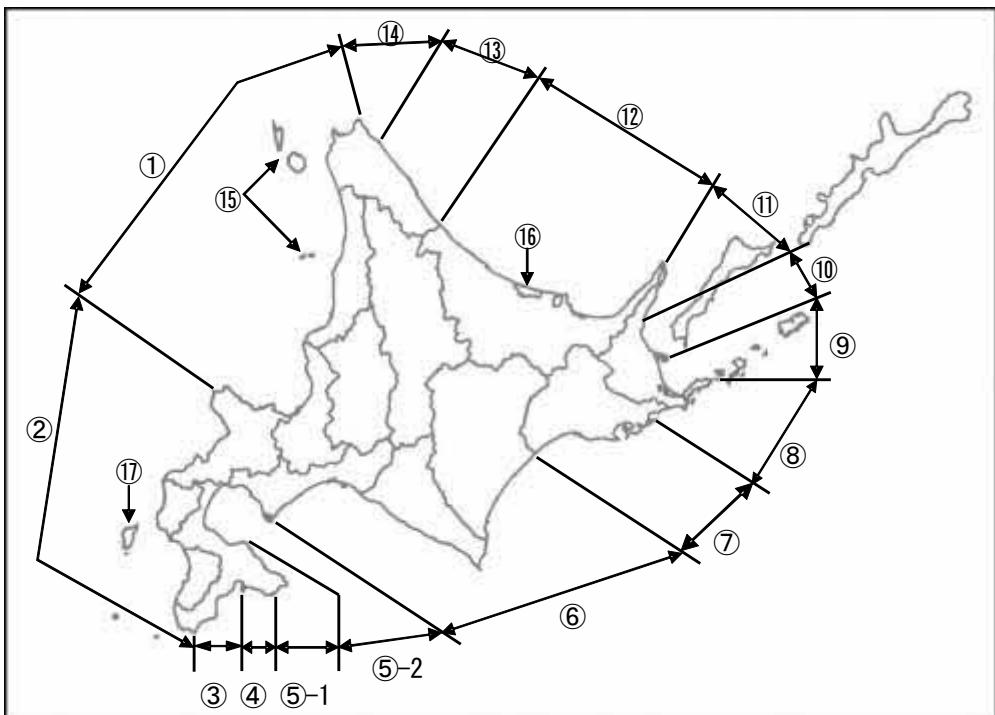
FORP+IPCC 2°C上昇(SSP1-2.6)	海面上昇量(cm)		設計条件	
	2090年			
	平均	平均		
①神威岬～宗谷岬	37.1	40		
⑯天売・焼尻島、利尻・礼文島	37.3	40		
②白神岬～神威岬	36.1	40		
⑯奥尻島	36.1	40		
③立待岬～白神岬	36.1	40		
④汐首岬～立待岬	35.9	40		
⑤地球岬～汐首岬	36.0	40		
⑥釧路・十勝市庁界～地球岬	36.1	40		
⑦湯沸岬～釧路・十勝市庁界	36.2	40		
⑧納沙布岬～湯沸岬	36.2	40		
⑨野付崎～納沙布岬	36.2	40		
⑩羅臼町・標津町界～野付崎	36.3	40		
⑪知床岬～羅臼町・標津町界	36.3	40		
⑫宗谷・網走支庁界～知床岬	36.1	40		
⑯サロマ湖	36.1	40		
⑬猿払村・浜頓別町界～宗谷・網走支庁界	36.1	40		
⑭宗谷岬～猿払村・浜頓別町界	35.9	40		
平均値 (最小値～最大値)	36.3 (35.9～37.3)	40		

4. 気候変動を踏まえた設計外力の概要

②高潮時の潮位偏差

設定方針

- 現行潮位偏差に対して、既往最大潮位偏差の増加率を乗じた値を設計潮位偏差とする。
- 増加率を乗じた後に四捨五入により10cm単位の値とする。
- 変化率の算定値が負となった場合は、将来変化率を0%とする。
- 気候変動を踏まえた設計潮位偏差には、増加は見られなかつたため**現行通り**とする。



	現行潮位偏差 (cm)	増加率(%)		設計潮位偏差 2°C上昇	増加率の 参照地点
		2°C上昇	2°C上昇		
①神威岬～宗谷岬	100	0.4	100	100	留萌
②白神岬～神威岬	80	4.9	80	80	岩内
③立待岬～白神岬	70	2.7	70	70	函館
④汐首岬～立待岬	90	2.7	90	90	函館
⑤-1 砂崎岬～汐首岬	90	0.0	90	90	森
⑤-2 地球岬～砂崎岬(内浦湾内)	130	-3.7	130	130	八雲
⑥釧路・十勝市庁界～地球岬	70	0.1	70	70	苫小牧
⑦湯沸岬～釧路・十勝市庁界	70	1.3	70	70	釧路
⑧納沙布岬～湯沸岬	100	1.3	100	100	釧路
⑨野付崎～納沙布岬	150	2.4	150	150	根室
⑩羅臼町・標津町界～野付崎	90	5.1	90	90	羅臼
⑪知床岬～羅臼町・標津町界	80	5.1	80	80	羅臼
⑫宗谷・網走支庁界～知床岬	80	4.0	80	80	紋別
⑬猿払村・浜頓別町界～宗谷・網走支庁界	90	0.2	90	90	稚内
⑭宗谷岬～猿払村・浜頓別町界	90	0.2	90	90	稚内
⑮天壳・焼尻島・利尻・礼文島	90	0.4	90	90	留萌
⑯サロマ湖	90	4.0	90	90	紋別
⑰奥尻島	70	2.2	70	70	江差

4. 気候変動を踏まえた設計外力の概要

③波浪

設定方針

- 各波浪観測地点および各漁港にて沖波波高の変化率を算定し、その後、設計条件としての運用に向けて海域毎の波高変化率を定義した。
- 沿岸毎の波高変化率を各地区における**現行の設計沖波※に乘じた波高を設計沖波波高**とする。
- 波高変化率が負となった場合は、0%とする。
- 波向、周期は変化しない。

沿岸区分図（『海岸保全基本計画』より引用）



波高変化率

	2°C上昇 30年確率波	採用
①北見沿岸	+3%	+3%
②根室沿岸	-4%	0%
③十勝釧路沿岸	-1%	0%
④日高沿岸	+5%	+5%
⑤渡島東沿岸	+10%	+10%
⑥渡島南沿岸	+7%	+7%
⑦後志檜山沿岸	+1%	+1%
⑧石狩湾沿岸	-2%	0%
⑨天塩沿岸	+2%	+2%

波高変化率が負となっている沿岸では将来変化率を0%として運用する

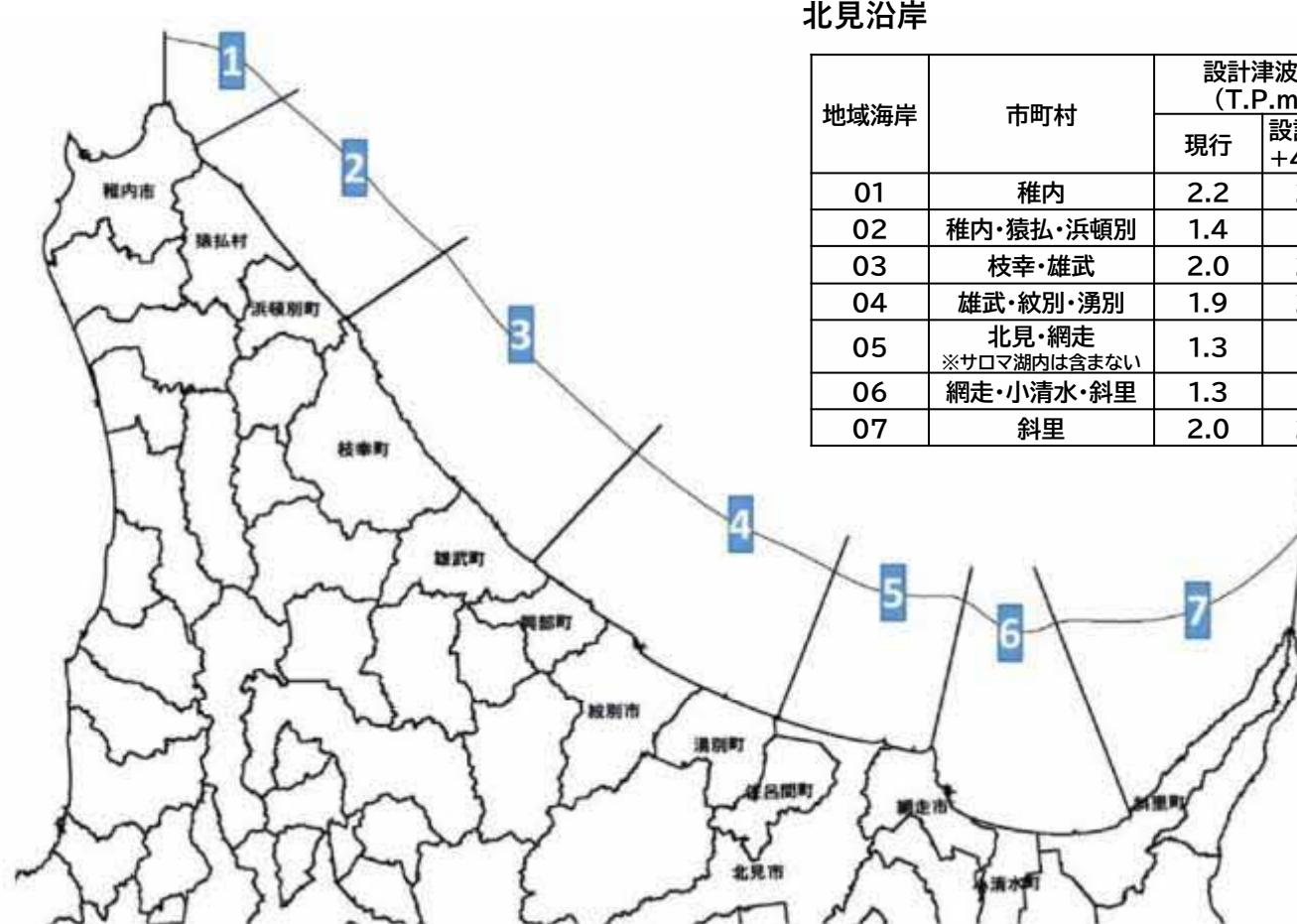
※設計沖波とは、水深の影響を受けない深い海域で設定される波で、海岸保全施設の設計に用いる波であるが、沿岸に到達する波とは異なるものである。

4. 気候変動を踏まえた設計外力の概要

④設計津波（オホーツク海沿岸）

設定方針

- 2°C上昇シナリオにおける海面上昇分(+40cm)を考慮したL1津波シミュレーション結果を基に将来気候に対する設計津波高を設定する。
- 2°C上昇の平均シナリオの場合、**オホーツク海側では0.4~0.8mの設計津波水位の上昇**が見込まれる(海面上昇量+0.4mを含む)。



北見沿岸

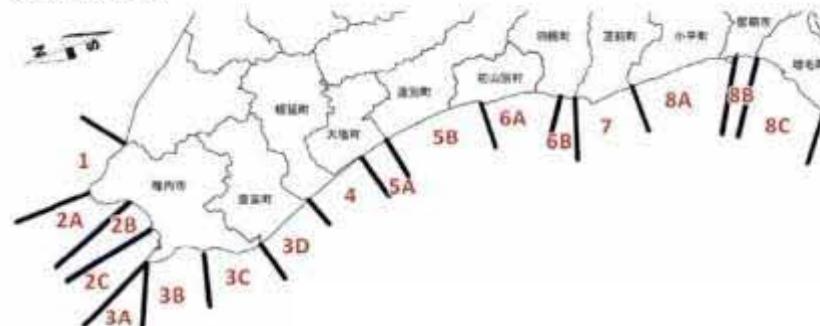
地域海岸	市町村	設計津波高 (T.P.m)		設計津波高 上昇量(m)	対象波源
		現行	設計潮位 +40cm		
01	稚内	2.2	2.6	0.4	F17
02	稚内・猿払・浜頓別	1.4	1.8	0.4	F11
03	枝幸・雄武	2.0	2.8	0.8	F14
04	雄武・紋別・湧別	1.9	2.3	0.4	千島列島沖
05	北見・網走 ※サロマ湖内は含まない	1.3	1.7	0.4	千島列島沖
06	網走・小清水・斜里	1.3	1.8	0.5	色丹島沖
07	斜里	2.0	2.5	0.5	色丹島沖

4. 気候変動を踏まえた設計外力の概要

④ 設計津波（日本海沿岸）

▶ 日本海側では0.4~1.2mの設計津波水位の上昇が見込まれる(海面上昇量+0.4mを含む)。

設計津波水位一覧

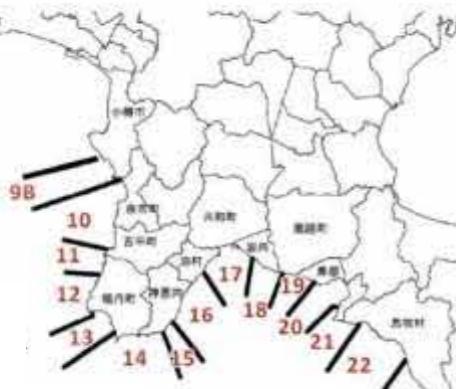


天塩沿岸

地域海岸	市町村	設計津波高(T.P.m)		設計津波高 上昇量(m)	対象波源
		現行	設計潮位+40cm		
02-A	稚内	2.3	3.4	1.1	F24
02-B	稚内	1.8	2.3	0.5	F24
02-C	稚内	1.7	2.3	0.6	F24
03-A	稚内	2.2	2.6	0.4	F17
03-B	稚内	1.7	2.1	0.4	F17
03-C	稚内	1.7	2.1	0.4	F18
03-D	豊富	1.9	2.3	0.4	F18
04	幌延	2.2	2.6	0.4	F17
05-A	天塩	1.7	2.1	0.4	F18
05-B	遠別・初山別	1.6	2.1	0.5	F24
06-A	初山別・羽幌	1.7	2.1	0.4	F24
06-B	羽幌	2.1	2.5	0.4	F24
07	苦前	1.7	2.1	0.4	F19
08-A	小平・留萌	1.6	2.4	0.8	F20
08-B	留萌	2.0	2.4	0.4	F16
08-C	増毛	1.7	2.2	0.5	F16
34	礼文島 西上泊～弁財泊	2.1	2.6	0.5	F16
35-A	礼文島 弁財泊～船泊	2.0	2.4	0.4	F10
35-B	礼文島 船泊～須古頓岬	1.4	1.8	0.4	F10
35-C	礼文島 須古頓岬～鉄府	2.0	2.4	0.4	F10
36	利尻島 栄浜～富士見	2.6	3.0	0.4	F16
37-A	利尻島 富士見～泉町	2.6	3.0	0.4	F17
37-B	利尻島 神居～金崎	1.9	2.6	0.7	F17
38-A	利尻島 鬼脇～富士野	1.7	2.1	0.4	F24
38-B	利尻島 富士岬～大磯	2.5	3.0	0.5	F24
39	天売島 相影～弁天地	1.9	2.3	0.4	F24
40	天売島 千鳥ヶ浦～相影	1.4	1.8	0.4	F24
41	焼尻島 白浜～東浜	1.6	2.0	0.4	F18
42	焼尻島 豊崎～西浦	1.6	2.0	0.4	F18
43	焼尻島 西浦～白浜	1.7	2.1	0.4	F12

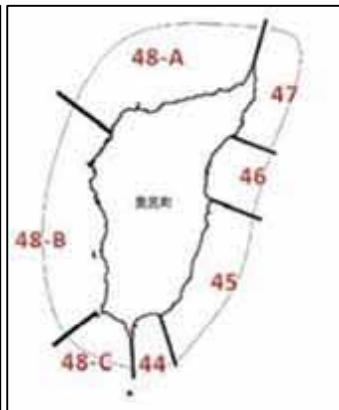
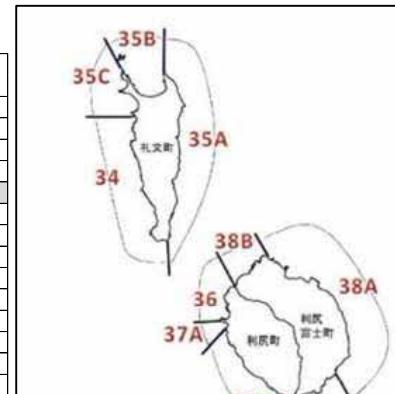
石狩湾沿岸

地域海岸	市町村	設計津波高(T.P.m)		設計津波高 上昇量(m)	対象波源
		現行	設計潮位+40cm		
09-A	増毛・石狩・小樽	1.7	2.2	0.5	F24
09-B	小樽	1.5	2.1	0.6	F18
10	余市～古平	1.4	2.0	0.6	F17
11	古平～積丹	1.6	2.0	0.4	F03D
12	積丹	2.4	2.8	0.4	F17
13	積丹	2.4	2.8	0.4	F13



後志檜山沿岸

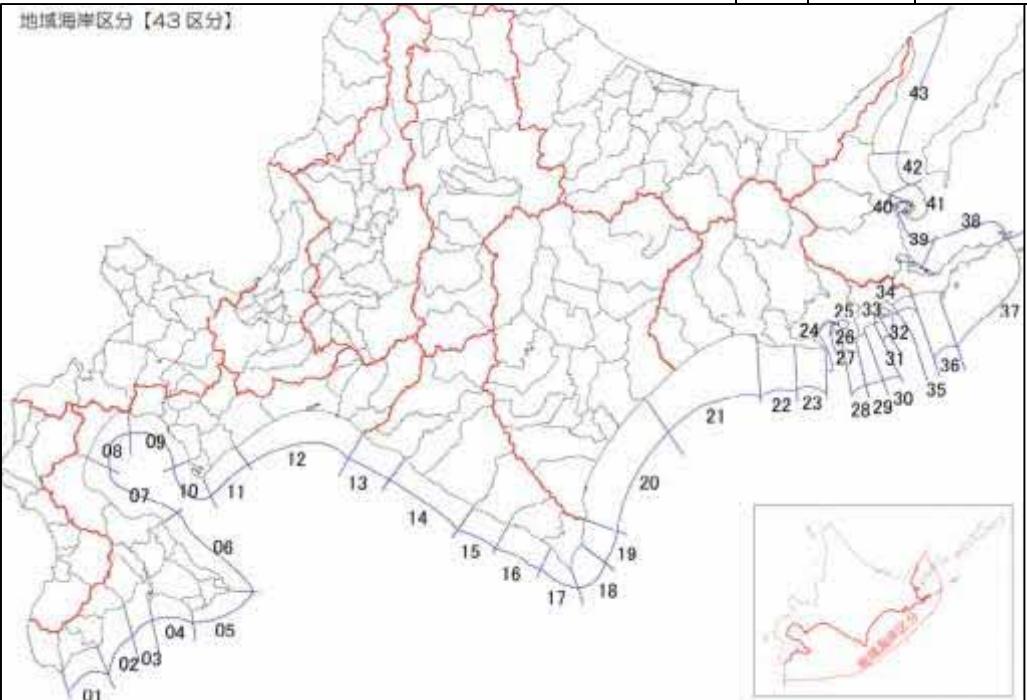
地域海岸	市町村	設計津波高(T.P.m)		設計津波高 上昇量(m)	対象波源
		現行	設計潮位+40cm		
14	積丹～神恵内	2.7	3.2	0.5	F05
15	神恵内	2.5	3.0	0.5	F17
16	神恵内～泊	2.8	3.2	0.4	F18
17	泊～共和～岩内	2.2	2.6	0.4	F17
18	岩内～蘭越			設定なし	
19	蘭越～寿都	1.8	2.4	0.6	F19
20	寿都	1.6	2.4	0.8	F24
21	寿都～島牧	1.6	2.5	0.9	F24
22	島牧	2.5	2.9	0.4	F20
23-A	島牧	2.0	2.5	0.5	F02
23-B	せたな	2.6	3.0	0.4	F02
24	せたな	2.4	2.9	0.5	F30
25	せたな	2.6	3.0	0.4	F11
26	せたな	3.7	4.1	0.4	F33
27	せたな	2.2	2.6	0.4	F33
28	せたな～八雲	2.2	3.4	1.2	F33
29	八雲～乙部～江差	1.8	2.3	0.5	F33
30	上ノ国	1.9	2.3	0.4	F33
31-A	松前	1.9	2.3	0.4	F33
31-B	松前	2.7	3.3	0.6	F33
31-C	松前	2.2	2.6	0.4	F33
32	松前	2.1	2.8	0.7	F33
33	松前	1.9	2.3	0.4	F33
44	奥尻島 青苗～松江	3.2	3.6	0.4	F28
45	奥尻島 松江～赤石	2.3	2.7	0.4	F12
46	奥尻島 奥尻～球浦	2.6	3.0	0.4	F12
47	奥尻島 宮津～稲穂岬	2.9	3.3	0.4	F30
48-A	奥尻島 稲穂岬～湯浜	5.0	5.4	0.4	F10
48-B	奥尻島 湯浜～米岡	4.4	5.2	0.8	F10
48-C	奥尻島 米岡～青苗	4.7	5.1	0.4	F33



4. 気候変動を踏まえた設計外力の概要

④ 設計津波（太平洋沿岸）

➤ 太平洋側では0.4~1.0mの
設計津波水位の上昇が見込まれ
る(海面上昇量+0.4mを含む)。



根室沿岸

地域海岸	市町村	設計津波高(T.P.m)		設計津波高 上昇量(m)	対象波源
		現行	設計潮位+40cm		
60	根室	4.4	4.9	0.5	1994年東方沖
61	根室	3.6	4.0	0.4	1994年東方沖
62	根室	4.6	5.4	0.8	1994年東方沖
63	別海	5.5	6.2	0.7	1994年東方沖
64	別海	3.5	4.0	0.5	1994年東方沖
65	別海	4.0	4.4	0.4	1994年東方沖
66	羅臼	2.3	2.9	0.6	1994年東方沖

渡島東沿岸

地域海岸	市町村	設計津波高(T.P.m)		設計津波高 上昇量(m)	対象波源
		現行	設計潮位+40cm		
01	福島	1.3	1.9	0.6	想定：三陸北部
02	木古内	2.0	2.4	0.4	想定：三陸北部
03	北斗	2.4	2.8	0.4	想定：三陸北部
04	函館	2.6	3.0	0.4	1896年明治三陸
05	函館	3.2	3.9	0.7	1896年明治三陸
06	函館	2.5	2.9	0.4	1896年明治三陸
07	鹿部	3.0	3.4	0.4	1896年明治三陸
08	鹿部	2.9	3.3	0.4	1896年明治三陸
09	鹿部	3.7	4.1	0.4	1896年明治三陸
10	森	2.4	2.9	0.5	1960年チリ地震
11	八雲・長万部	3.0	3.4	0.4	1960年チリ地震
12	豊浦・伊達	2.7	3.4	0.7	1960年チリ地震
13	登別室蘭	2.0	2.6	0.6	想定：三陸北部

十勝釧路沿岸

地域海岸	市町村	設計津波高(T.P.m)		設計津波高 上昇量(m)	対象波源
		現行	設計潮位+40cm		
14	登別室蘭	2.4	2.8	0.4	想定：三陸北部
15	白老	2.1	2.5	0.4	想定：三陸北部
16	苦小牧	2.6	3.0	0.4	想定：三陸北部
17	厚真・むかわ	2.7	3.1	0.4	想定：三陸北部
18	厚真・むかわ	3.7	4.1	0.4	想定：三陸北部
19	日高	3.8	4.2	0.4	想定：三陸北部
20	新冠	3.0	3.4	0.4	1896年明治三陸
21	新ひだか	4.0	4.9	0.9	1896年明治三陸
22	浦河	3.6	4.0	0.4	1896年明治三陸
23	浦河	4.6	5.0	0.4	1968年十勝沖
24	浦河	4.2	4.6	0.4	1896年明治三陸
25	様似	5.3	5.9	0.6	1897年明治三陸
26	えりも	5.0	5.5	0.5	1897年明治三陸
27	えりも	8.2	9.1	0.9	1897年明治三陸

日高胆振沿岸

地域海岸	市町村	設計津波高(T.P.m)		設計津波高 上昇量(m)	対象波源
		現行	設計潮位+40cm		
28	えりも	12.8	13.8	1.0	1897年明治三陸
29	えりも	8.7	9.1	0.4	1897年明治三陸
30	えりも	7.0	7.4	0.4	1897年明治三陸
31	広尾	4.8	5.3	0.5	1896年明治三陸
32	大樹	4.9	5.3	0.4	1952年十勝沖
33	豊頃	5.1	5.5	0.4	1952年十勝沖
34	浦幌	3.8	4.2	0.4	想定：十勝釧路
35	音別	3.4	3.8	0.4	想定：十勝釧路
36	白糠	3.7	4.1	0.4	1952年十勝沖
37	釧路	3.4	4.0	0.6	1952年十勝沖
38	釧路	4.3	4.7	0.4	1952年十勝沖
39	釧路	3.3	3.7	0.4	1952年十勝沖
40	釧路	3.9	4.3	0.4	想定：十勝釧路
41	厚岸	6.0	6.4	0.4	1952年十勝沖
42	厚岸	4.6	5.3	0.7	1952年十勝沖
43	厚岸	4.3	4.8	0.5	1960年チリ地震
44	厚岸	1.6	2.0	0.4	1960年チリ地震
45	厚岸	3.4	3.8	0.4	1960年チリ地震
46	厚岸	5.7	6.2	0.5	1952年十勝沖
47	厚岸	7.7	8.3	0.6	1952年十勝沖
48	厚岸	5.3	5.7	0.4	1952年十勝沖
49	浜中	6.8	7.2	0.4	1973年根室沖
50	浜中	5.0	5.7	0.7	1973年根室沖
51	浜中	7.9	8.6	0.7	1973年根室沖
52	浜中	5.1	6.0	0.9	1973年根室沖
53	浜中	7.0	7.8	0.8	1973年根室沖
54	浜中	8.7	9.1	0.4	1973年根室沖
55	浜中	6.9	7.3	0.4	1973年根室沖
56	根室	7.0	7.5	0.5	1973年根室沖
57	根室	4.3	4.7	0.4	1973年根室沖
58	根室	6.4	6.8	0.4	想定：根室釧路
59	根室	7.2	7.6	0.4	想定：根室釧路

渡島南沿岸

地域海岸	市町村	設計津波高(T.P.m)		設計津波高 上昇量(m)	対象波源
		現行	設計潮位+40cm		
01	福島	1.3	1.9	0.6	想定：三陸北部
02	木古内	2.0	2.4	0.4	想定：三陸北部
03	北斗	2.4	2.8	0.4	想定：三陸北部
04	函館	2.6	3.0	0.4	1896年明治三陸
05	函館	3.2	3.9	0.7	1896年明治三陸
06	函館	2.5	2.9	0.4	1896年明治三陸
07	鹿部	3.0	3.4	0.4	1896年明治三陸
08	鹿部	2.9	3.3	0.4	1896年明治三陸
09	鹿部	3.7	4.1	0.4	1896年明治三陸
10	森	2.4	2.9	0.5	1960年チリ地震
11	八雲・長万部	3.0	3.4	0.4	1960年チリ地震
12	豊浦・伊達	2.7	3.4	0.7	1960年チリ地震
13	登別室蘭	2.0	2.6	0.6	想定：三陸北部

5. 海岸保全基本計画変更（案）の概要

海岸の保全に関する事項

海岸保全施設の整備に関する事項（今回見直し）

5. 海岸保全基本計画変更（案）の概要

海岸保全施設の整備に関する事項

変更計画書掲載箇所

区域番号	海岸保全基本計画(旧)														海岸保全基本計画(新)														受益の 地域				
	種類	新設「◎」 改良「○」 現況「-」	規模(現況)				規模(計画)				種類	新設「◎」 改良「○」 現況「-」	規模(現況)				規模(計画)				延長等	天端高(T.P.m)	計画天端高(T.P.m)	設計津波水位	延長等	天端高(T.P.m)	計画天端高(T.P.m)	設計津波水位					
			延長(m)	備考	最小	最大	延長(m)	備考	最小	最大			延長(m)	備考	最小	最大	計画天端高(T.P.m)	設計津波水位	延長等	天端高(T.P.m)	計画天端高(T.P.m)	設計津波水位	延長(m)	備考	最小	最大	設計津波水位						
①-1	離岸堤	◎	-				350		+2.0	+2.0		離岸堤	◎	-		-	-	350		+2.8	+2.8												
	離岸堤	-	60	1基			60	1基			離岸堤	-	60	1基	-	-	60	1基	-	-													
	護岸	-	60		+4.3	+4.6	60		+4.3	+4.6	(+1.7)	護岸	○	60		+4.5	+4.6	60		+6.6	+6.6	(+2.1)											
	離岸堤	-	100	1基	+2.0	+2.0	100	1基	+2.0	+2.0		離岸堤	-	100	1基	+2.0	+2.0	100	1基	+2.8	+2.8												
①-6	消波堤	◎	-				310		+3.1	+3.1		消波堤	◎	-		-	-	310		+3.9	+3.9												
	突堤	-	210	5基	+0.6	+1.7	210	5基	+0.6	+1.7		突堤	-	260	5基	+0.6	+2.6	260	5基	+1.4	+2.6												
	護岸	-	210		+4.6	+4.6	210		+4.6	+4.6	(+1.7)	護岸	○	210		+4.6	+4.6	210		+6.6	+6.6	(+2.1)											
①-7	突堤	◎	8	1基	+1.4	+1.4	18	1基	+1.4	+1.4		突堤	-	8	1基	+1.4	+1.4	18	1基	+2.2	+2.2												
	消波堤	-	190		+2.9	+3.0	190		+2.9	+3.0		消波堤	-	190		+2.9	+3.4	190		+3.7	+3.8												
	護岸	-	290		+3.5	+4.7	290		+3.5	+4.7	(+1.7)	護岸	○	300		+3.5	+4.7	300		+6.6	+6.6	(+2.1)											
	突堤	-	70	1基	+0.5	+1.7	70	1基	+0.5	+1.7		突堤	-	70	1基	+0.5	+1.7	70	1基	+1.3	+2.5												
①-2	護岸	○	495		+3.6	+4.7	495		+4.6	+5.8	(+1.7)	護岸	○	495		+3.6	+4.8	495		+4.6	+5.8	(+2.1)											
	離岸堤	◎	-				50	1基	+2.0	+2.0		離岸堤	-	260		+2.0	+2.0	260	1基	+2.8	+2.8												
	突堤	-	70	1基	+1.0	+1.4	70	1基	+1.0	+1.4		突堤	-	70	1基	+1.0	+1.4	70	1基	+1.8	+2.2												
	離岸堤	-	360	3基	+2.0	+2.0	360	3基	+2.0	+2.0		離岸堤	◎	-	3基	-	-	950	3基	+2.8	+2.8												
	離岸堤	○	150	1基	+2.6	+2.6	150	1基	+3.6	+3.6		離岸堤	-	290	1基	+2.6	+2.6	290	1基	+4.4	+4.4												
	護岸	-	920		+3.5	+4.7	920		+3.5	+4.7	(+1.7)	護岸	○	920		+3.5	+4.7	920		+4.3	+4.7	(+2.1)											
	突堤	-	50	1基	+2.3	+2.3	50	1基	+2.3	+2.3		突堤	-	50	1基	+2.3	+2.3	50	1基	+3.1	+3.1												
①-3	離岸堤	○	640	4基	+2.6	+2.6	640	4基	+3.6	+3.6		離岸堤	-	640	4基	+2.6	+2.6	640	4基	+4.4	+4.4												
	緩傾斜護岸	◎	-				640		+4.6	+4.6	(+1.7)	緩傾斜護岸	◎	-		-	-	640		+4.6	+4.6	(+2.1)											
	突堤	-	80	3基	+1.1	+2.4	80	3基	+1.1	+2.4		突堤	-	80	3基	+1.1	+4.4	80	3基	+1.9	+4.4												
①-4	養浜	◎	-				1,100		+1.0	+1.0		養浜	◎	1,494		-	-	1,494		-	-												
①-5	養浜	◎	-				700		+1.0	+1.0		養浜	◎	-		-	-	-		-	-												
	消波堤	-	200		+3.3	+3.4	200		+3.3	+3.4		消波堤	-	210		+3.3	+3.4	210		+4.1	+4.2												
	離岸堤	-	420	7基	+2.3	+2.3	420	7基	+2.3	+2.3		離岸堤	-	420	7基	+2.3	+2.3	420	7基	+3.1	+3.1												

6. 変更に向けたスケジュール

「海岸保全施設の技術上の基準を定める省令」改正
令和3年7月

「気候変動の影響を踏まえた設計外力の設定に係る検討懇談会」設置（座長：北大 渡部教授）
令和4年 総合政策部、農政部、水産林務部、建設部

平均海面水位、波高などの将来予測を行い、
海岸保全の外力検討（令和6年度まで）

海岸保全基本計画（素案）

【本日】海岸保全基本計画の見直しに係る説明会
(市町村および海岸管理者向け)

令和7年8月予定 市町村長および海岸管理者への意見照会

海岸保全基本計画（案）

縦覧（沿岸振興局、沿岸市町村）

令和7年度中

海岸保全基本計画変更

6. 変更に向けたスケジュール

今後、各市町村が行う作業について

① 市町村への意見照会

各建設管理部維持管理課（建設部維持管理防災課）より依頼

8月25日以降～3週間（～9月12日ころまで）

※ 別途、海岸管理者への意見照会もあり

② 縦覧

各建設管理部維持管理課（建設部維持管理防災課）より依頼

12月中旬以降を予定（30日）

※ 各市町村のほか、対象振興局（建設管理部維持管理課）の縦覧もあり

北海道における設計外力の運用方針

- 原則、令和8年度(2026年度)以降の新規着手箇所から、気候変動の影響を踏まえた海岸保全施設の整備に転換する。
なお、現在事業実施中の施設については、地域の意見や要望を踏まえ、進捗状況や隣接部との取り合い等を検討したうえで修正設計を実施し、令和8年度以降に新たな高さで整備を行う。
ただし、一連の施設において、高さの差が構造上の弱点となったり、大幅な工事の手戻りとなる場合はこの限りではない。
- その後10年程度(2026～2035年度)については、供用年数終了（2090年）時点での海面上昇量と2°C上昇シナリオにおける波高・潮位の将来変化を踏まえた施設整備を進める。

想定質問①

■すべての施設の嵩上げをおこなうのか？

- すべての施設の嵩上げには、時間と費用を要することから、優先度や順序等について検討を行っているところ。
(施設が老朽化し、補修するタイミングで嵩上げを行うなど)

■新たな高さの施設はいつから整備着手するのか？

- 原則、令和8年度に着手する事業から新たな高さで施設整備を進めていく。
なお、現在事業実施中の施設については、地域の意見や要望を踏まえ、進捗状況や隣接部との取り合い等を検討したうえで修正設計を実施し、令和8年度以降に新たな高さで整備を行う。
ただし、一連の施設において、高さの差が構造上の弱点となったり、
大幅な工事の手戻りとなる場合はこの限りではない。

■設計津波（L1）は、今回見直しを行うが、L2津波や高潮による浸水想定区域を見直しを行わないのはなぜ？

- 今回は海岸保全施設の整備の在り方を示す海岸保全基本計画を見直すもの。
最大規模のL2津波や高潮は現在の最新の知見に基づき公表されているものであり、
現段階においては、気候変動による将来予測を反映させる制度にはなっておらず、浸水想定の見直しは行いません。
L2津波や高潮による浸水想定は警戒避難体制の確立が主体となるため海岸保全施設の整備に反映されません。

想定質問②

■今回行う海岸保全基本計画の変更は、道としては初めてのものか？定期的な見直しを行っているのか？

- 道では、平成14年度に、本道9沿岸について策定し、その後、平成28年度に海岸保全施設の維持修繕に関する内容を、平成29年度と令和元年度に、津波対応に関する内容について変更するなど適宜見直しを行ってきてているところです。

■将来の予測があるが、いつ頃の将来を見込んだ想定をしているのか？考え方を教えてほしい。

- 2090年時点での海面上昇量を踏まえた想定としている。今後、約10年間に整備する施設の供用年数終了が2090年頃となることを想定している。

■気候変動は不確実性が高いとされているが、2℃上昇シナリオを上回った場合どのように対応するのか。

- 地域の状況変化や社会経済状況の変化、気候変動の影響に関する見込みの変化等に応じ、計画の基本的事項及び海岸保全施設の整備内容等を点検し、適宜見直しを実施する。

■道の予算で海岸保全施設を整備していくのか？

- 海岸保全施設の整備にあたっては、それぞれの海岸管理者が国の補助（交付金）や、単独費を用いて整備します。

■道内沿岸で最も影響が大きいのはどこ？

- 潮位は全道一律で40cm上昇する結果となった。波の高さは全道平均で5%程度の上昇であり、噴火湾（渡島東沿岸、渡島南沿岸）において7～10%程度の上昇がみられ影響が大きい。

7. その他

想定質問③

■なぜ噴火湾の影響大きい？

- 台風の影響を受けやすい太平洋沿岸で波高が増大し、この傾向は西側に向かうにつれて顕著となり、噴火湾においては影響が大きくなっている。

■他事業との関連は？

- 沿岸に位置する港湾、漁港等においては、それぞれ国の考え方に基づき、各管理者が検討していると聞き及んでいる。
海岸保全基本計画（案）の縦覧を開始する際に、関係する部局等へ情報提供を行う予定。
※港湾は令和6年度から、漁港は令和8年度から気候変動の影響を考慮した施設整備に転換すると聞き及んでいる。
また、沿岸付近の河口部の河川堤防など、潮位等の影響を受ける可能性がある施設についても情報提供予定。

■漁港や港湾周辺での遡上対策はどのようにしていくのか？

- 漁港や港湾における対策については、各管理者のみではなく、施設の利用状況や背後地の状況に応じた取組が必要であり、漁港・港湾利用者や地域住民の意見を伺いながら検討していくものと考えます。

■漁港や港湾の背後は、どの様に守るのか？

- 海岸管理者、港湾管理者等が防護方法について、地元市町村や漁協等と打合せながら検討します。

ご静聴いただきありがとうございました

「出席予定者回答フォーム」と「出席後 意見・質問回答フォーム」にご回答ください。

出席予定者回答フォーム

【LGWAN】

<https://cloud.harp.asp.lgwan.jp/id=hoYeep42>

【インターネット】

<https://www.harp.lg.jp/hoYeep42>

【回答期限】

各説明会終了まで

出席後 意見・質問回答フォーム

【LGWAN】

<https://cloud.harp.asp.lgwan.jp/id=JxJBtjlQ>

【インターネット】

<https://www.harp.lg.jp/JxJBtjlQ>

【回答期限】

8月22日(金)まで

【問合せ先】

北海道建設部土木局河川砂防課災害復旧係

電話：011-231-4111（内線29-425、29-426）

北海道総合政策部航空港湾局航空課空港運営・港湾係

電話：011-231-4111（内線23-842）

北海道農政部農村振興局農村整備課農地防災係

電話：011-231-4111（内線27-625、27-630）

北海道水産林務部水産局漁港漁場課事業係

電話：011-231-4111（内線28-324）